

奥多摩町出産・子育て応援給付金事業について

国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金」を活用して、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦さん・子育て世帯の方に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的とした出産・子育て応援金を支給します。

【出産応援給付金：妊婦さん一人につき現金5万円の支給】

【対象者】

令和4年4月1日以降に出生した児童の母または妊娠届出をした妊婦の方

【子育て応援給付金：児童一人につき現金5万円の支給】

【対象者】

令和4年4月1日以降に出生した児童を養育されている方



申請を忘れずに！

【申請の流れ】

対象者の方には、2月下旬に申請書を郵送しました。届いていない場合は、ご連絡ください。

令和4年度の申請は、**3月10日（金）必着**です。町で申請内容を確認後、出産応援給付金・子育て応援給付金は、3月27日（月）指定の口座へお振込みします。

なお、令和5年度に新たに対象となられる方につきましては、改めてお知らせします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

出産・子育て応援
給付金事業ほか

子ども・子育て支援推進事業

令和4年度子ども・子育て支援推進事業のうち、下記事業は認定*を受けていても**請求書を提出しなければ助成金は支払われません**。これらの事業の**請求は、4月10日（月）までに提出**してください。

*令和4年度の認定を受けている方には、認定通知書と該当する請求書を送付済みですので、ご確認ください。

【請求書の提出が必要な事業（以下9事業）】

- ★産後健康診査等充実事業 ★インフルエンザ予防接種費用一部助成事業
- ★ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業
- ★高校生等通学定期代助成事業（電車・バス） ★高校生等通学支援事業（タクシー）
- ★高校生等医療費助成事業 ★入園・入学・進学等支援事業（高等学校等卒業者のみ）
- ★不妊検査・不妊治療助成事業 ★不育治療助成事業

*事業により必要な添付書類がありますので、詳しくは手引をご確認ください。

*3月末時点で交付要件（税金等の滞納をしていないことなど）を満たしていないと助成を受けることができません。納付のお忘れがないようご注意ください。

■年度ごとに申請が必要です

来年度、この事業の対象となる世帯には、申請書などの書類を3月末に郵送しますので、来年度の助成を希望される場合は、必ず**4月17日（月）までに申請**をしてください。

認定された方には、認定通知書・該当する請求書を5月頃送付予定です。

認定通知書が送付されない方は、申請をしていない可能性がありますのでご確認ください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611